特命随意契約締結状況(令和5年1月から3月まで)

No.	担当課	契約案件名	案件の概要	契約の相手方	契約締結日	納入期限又は 履行期間	契約金額(税込)	契約の相手方の選定理由	地方自治 法施行令 第167条 の2第1項 中の号
1	企画財政課	令和4年度 中野市財務会計システム・Web21 グループウェア機能改修業務委託	電子決裁・文書管理システムの導入に当たり、中野市が利用する財務会計システムなびWeb21グループウェアとの連携を考慮することで、電子決裁・文書管理システムの利便性が向上し、効果的なシステム導入に繋がることから、財務会計システム及びWeb21グループウェアの機能改修を実施する。	㈱電算	令和5年2月1日	令和5年3月31日	7,480,000円	財務会計システム及びWeb21グループウェアの提供・保守業者であり、当該者以外が改修業務を履行すると既存システムに著しい支障が生ずるおそれがあるため。	2号
2	企画財政課	令和4年度 二酸化炭素濃度測定器購入	二酸化炭素濃度測定器 90個	(株)鈴木	令和5年3月17日	令和5年3月31日	720,000円	令和3年度に購入したものと同型の測定器 を納入期限までに必要個数納入できる者	2号
3		中野市農村環境改善センター地下式オイル タンク改修工事	地下式オイルタンクに対する流出防止対策に係る対応として、既存の地下式オイルタンクの改修(危険物の微小な漏れを検知する機器の設置工事)を行う。	㈱マツハシ冷熱	令和5年3月6日	令和5年3月6日~ 令和5年3月31日	2,145,000円	地下式オイルタンクの危険物の微小な漏れを検知する常時監視機能をもつ高精度液面計を整備するためのものであり、整備する機器は、既設の設備との通信システムの一体性を確保する必要があり、施設建設時からの設備導入・保守事業者である相手方以外の者に施工させた場合には、動作に著しい支障(危険物の漏れを検知できない)が生ずるおそれがあるため。	2号
4		□ 14年9月入附火音 ユラガ用小法回復 ローェンの2	9月の大雨により上今井用水の水路法面が 崩落し、水路の管理道が崩落していること から、復旧工事を実施する。	中沢建設㈱	令和5年2月22日	令和5年2月22日~ 令和5年3月31日	1,474,000円	早急な復旧工事が必要なことから、競争入 札による業者を選定する時間的余裕がな かったため、現場の状況を熟知している市 内業者とした。	5号
5	上下水道課 (上水)	令和4年度 深沢配水池水位計緊急更新工 事	水位計更新 1基	(有)八木電機システム	令和5年2月8日	令和5年2月8日~ 令和5年2月22日	2,321,000円	水位計が故障し、配水池の水位が正しく表示されていない。水位計の計測値でポンプ運転制御をしており、正しく計測されないと、断水等発生の恐れがあるため、早急な修繕工事が必要なことから、競争入札により業者を選定する時間的余裕がなかった。	5号
6		令和4年度 竹原第1水源No.2取水ポンプ緊 急更新工事	取水ポンプ更新 φ50 1基	(株)マナテック	令和5年3月3日	令和5年3月3日~ 令和6年8月31日	1,628,000円	設置から17年経過した取水ポンプの絶縁抵抗値が急激に低下しているため現在使用休止中。現在1台で運転しており、予備機がないめ早急な更新が必要なことから、競争入札により業者を選定する時間的余裕がなかった。	5 号
7	選挙管理委員会事務局	長野県議会議員一般選挙 投票用紙自動交 付機購入	投票用紙自動交付機の購入	(株)タツノ長野支店	令和5年2月17日	令和5年3月27日	2,233,000円	現在使用している投票用紙自動交付機の 納入業者であり、県内において、同機の取 り扱いがある唯一の代理店であるため。	2号
8		長野県議会議員一般選挙 ポスター掲示場 作製設置管理業務委託	令和5年4月9日執行予定の長野県議会議員一般選挙における選挙ポスター掲示場の設置に関する条例に基づき、市内175か所に設置する選挙ポスター掲示場の作製を行う。	中野市建設業協会	令和5年2月17日	令和5年2月17日~ 令和5年3月31日	2,021,250円	長野県議会議員の一般選挙における選挙 ポスター掲示場の設置に関する条例に基づき、市内175か所に設置する選挙ポスター 掲示場の作製を期間内に施工が可能な体制を有する者であるため。	2号
9	選挙管理委員会事務局	長野県議会議員一般選挙 選挙時登録業務 委託	令和5年4月9日執行予定の長野県議会議員一般選挙に伴い、選挙時の選挙人名簿の調整、帳票の作成等を行う。	(株)電算	令和5年2月24日	令和5年2月24日~ 令和5年3月31日	1,227,826円	当該者は、現在の住民基本台帳業務受託者であり、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者について行うことから、同一システム開発者以外の者が履行することは困難であるため。	2号